

第3回兵庫県規制改革推進会議次第

日 時 令和2年2月14日(金) 14:00～15:30
場 所 兵庫県本庁舎3号館6階 第6委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

建設業許可における健康保険等の確認書類の削減

建設業の法人成りに関する廃業届の取扱いの柔軟化

有料老人ホームの設置に係る事前協議

(許認可事務において要綱等の規定により事前申請等を求めている事項)

(2) 令和元年度報告書(案)について

(3) 令和2年度の議題とする横断的テーマについて

3 閉 会

【配付資料】

資料1 建設業許可における健康保険等の確認書類の削減

資料2 建設業の法人成りに関する廃業届の取扱いの柔軟化

資料3 有料老人ホームの設置に係る事前協議

(許認可事務において要綱等の規定により事前申請等を求めている事項)

資料4 令和元年度報告書(案)

資料5 令和2年度の議題とする横断的テーマについて

第3回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

1 委員

氏名	所属・役職	出欠	代理者
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	出席	
三輪 康一	神戸大学名誉教授	欠席	
三原 修二	兵庫県経営者協会会長	出席	
福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	出席	
藤本 和弘	兵庫県農業会議会長	出席	
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員	出席	

2 オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠	代理者
金澤 和夫	兵庫県副知事	出席	
藤原 保幸	兵庫県市長会会長	欠席	
庵道 典章	兵庫県町村会会長	出席	

(1) 建設業許可における健康保険等の確認書類の削減

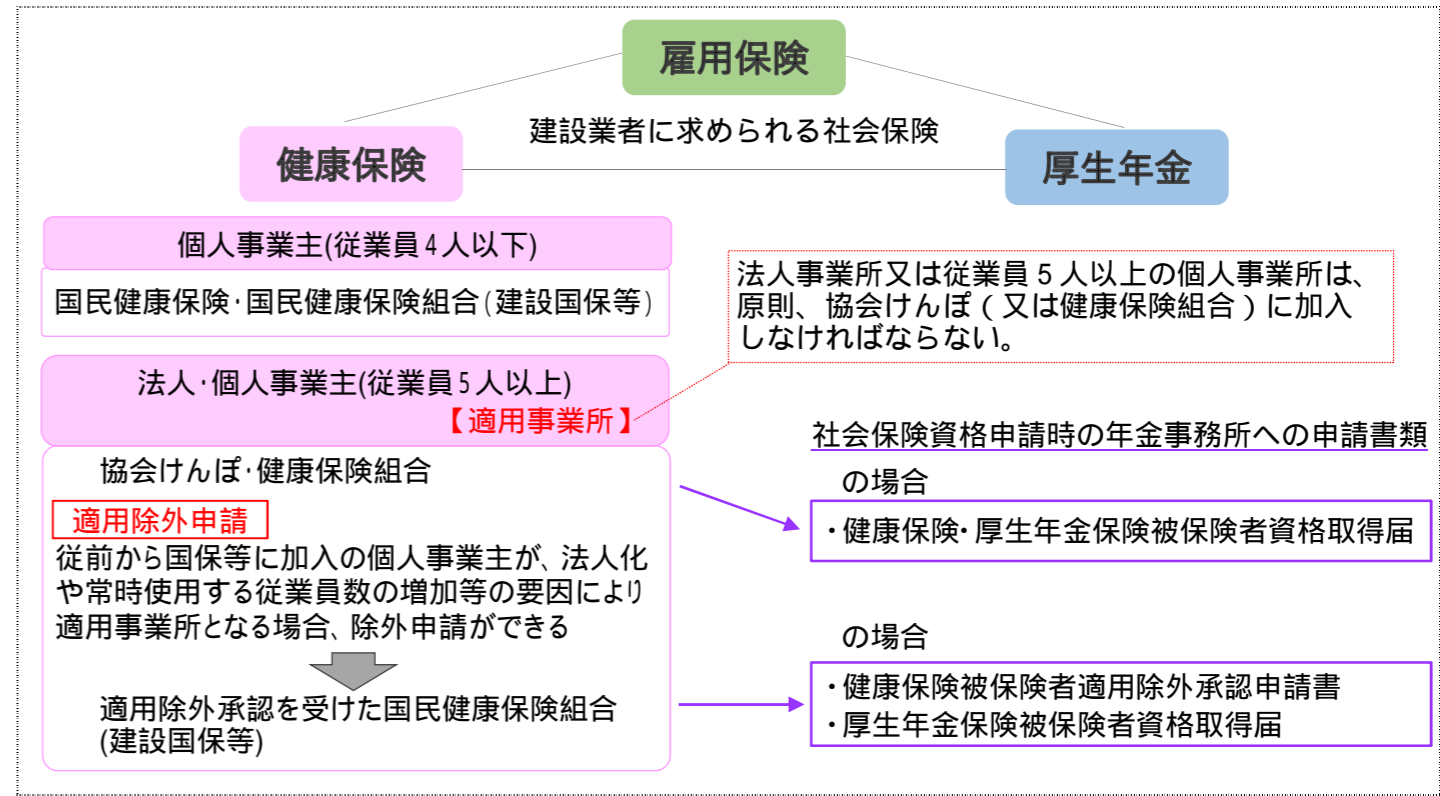
根拠法令等	(県) 健康保険等の加入確認書類について(H24.10月通知)
提案内容 (提案者: 県行政書士会)	
<p>・建設業における社会保険とは、厚生年金、健康保険(協会けんぽ・健保組合)、雇用保険の3点であり、建設業許可申請者は、これらの加入状況を示す書類及び確認書類を、申請書に添付しなければならない。</p> <p>・県では、建設国民健康保険(建設国保)等に参加している場合は、加入者の国民健康保険の被保険者証の写し又は加入証明書の原本の提示を更に求めている。</p> <p>・社会保険の資格申請時には、健康保険(協会けんぽ・健保組合)と厚生年金の資格取得を1枚の用紙で申請する。また、適用除外となる場合においては、厚生年金の資格取得と健康保険の適用除外申請を同時に行う。そのため健康保険又は厚生年金のどちらかだけを単独で成立させることはできない。</p> <p>・厚生年金の加入状況の確認書類を提出すれば、いずれかの健康保険(協会けんぽ・健保組合、建設国保等)に参加していることは、当然に明らかであると言える。</p> <p>・そのため、適用除外となっている事業所について、厚生年金の加入状況の確認書類があれば、建設国保等の被保険者証の写し等の提出は不要ではないか。</p>	
手続の内容	
<p>・平成24年以降、建設業では社会保険未加入対策が進められ、社会保険への加入に関して、法人・個人事業主の別や、個人事業主の従業員規模等に応じて、「適切な社会保険への加入」が求められており、県では健康保険及び厚生年金の加入状況について必要書類の確認を行っている。</p> <p>・健康保険法上、個人で常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人で常時従業員を使用している場合には、適用事業所となり、協会けんぽ等への加入が必要である。</p> <p>・しかし、従前から国民健康保険組合に参加していた個人事業主が法人化、あるいは常時使用する従業員が5人以上に増加することにより適用事業所となった場合は、必要な手続き(健康保険被保険者適用除外承認申請による承認)を経れば、国民健康保険組合に引き続き加入し続けることができる。</p>	
条例等所管部局等の当初回答 (建設業室)	
<p>【その他】</p> <p>・建設国保等の被保険者証の写し等の書類は、建設業許可申請時点(新規・更新・業種等追加)で被保険者が加入資格を喪失している可能性も考えられ、建設業における雇用環境整備等の観点から健康保険の加入状況を確認するものである。他府県の多くで本県同様に確認書類の提出を求めている。</p> <p>・なお、現在国の通知に基づき指導等を行っている「適切な社会保険への加入」が、令和元年6月の建設業法改正(令和2年10月施行)により、建設業許可の要件の一つとして省令で定められる予定である。(省令改正時期未定)</p> <p>・現時点では、省令改正の時期や改正の方針等の詳細が示されておらず、健康保険の加入確認についてどのような対応が求められるか不明であるが、法改正等の内容を踏まえ適切に対応したい。</p>	
審議の結果等	
<p>(第2回会議での委員意見)</p> <p>・社会保険の資格申請時に国保加入を確認しているが、その後加入資格を喪失するなどの状況変化がある可能性があり、加入漏れを確認するため必要書類を求めていることを明記すること。</p>	

《委員意見を踏まえた所管部局等の修正案》

【その他】

- ・建設業における雇用環境整備等の観点から、建設業許可申請時点(新規・更新・業種等追加)での社会保険の加入状況を確認するため、協会けんぽ等の健康保険について直近の確認書類の提出を求めている。
- ・同様に、適用除外事業所においても、建設国保等への加入を社会保険の資格申請時に確認した後、その加入資格を喪失している恐れがあるため、建設業許可申請時点で、被保険者証の写し等により加入状況を確認するものである。他府県の多くで、本県同様に確認書類の提出を求めている。
- ・なお、現在国の通知に基づき指導等を行っている「適切な社会保険への加入」が、令和元年6月の建設業法改正(令和2年10月施行)により、建設業許可の要件の一つとして省令で定められる予定である。(省令改正時期未定)
- ・現時点では、省令改正の時期や改正の方針等の詳細が示されておらず、健康保険の加入確認についてどのような対応が求められるか不明であるが、法改正等の内容を踏まえ適切に対応したい。

《概要》



《参考》

【健康保険及び厚生年金の加入状況の確認書類(健康保険等の加入確認書類について(H24.10月通知))】

- (3) 確認書類
- ① 健康保険及び厚生年金の加入状況の確認書類については、下記のいずれかを提出してください。
 - ・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書」の写し
 - ・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「納入証明(確認)書」の原本
 - ・申請時直近の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し
- (注) 適用事業所(法人及び従業員が常時5人以上の個人事業主)であって、健康保険については全国土木建築国民健康保険組合、兵庫県建設国民健康保険(建設国保)等に参加の場合は、健康保険については「適用除外」とし、健康保険の被保険者となるべき者の国民健康保険の被保険者証の写し、又は加入証明書の原本が必要です。

(1) 建設業の法人成りに関する廃業届の取扱いの柔軟化

根拠法令等	(国)建設業法
提案内容 (提案者:県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・個人から法人成りをして建設業許可を取得する場合、新たに法人の建設業許可申請を提出する時に、個人の廃業届も求められるが、その廃業日を新たな法人の許可申請日以前にする必要がある。 ・その結果、新たに申請をした法人の許可が出るまでの間は、個人は廃業するため無許可、法人も無許可の状態になってしまう。 ・個人が法人成りする場合は、無許可期間を発生させるという不利益が生じないよう、廃業日を新たな法人の許可日の前日とすることができないか。 	
手続の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可において、個人と法人とは別人格として扱われるため、個人から法人に経営を移行(法人成り)する際には、改めて許可が必要となる。 ・新たに法人の建設業許可を取得する際には、許可要件となる経營業務管理責任者又は営業所の専任技術者の確保に関して、その常勤性又は専任性から個人と法人で兼ねることが認められず、法人の申請時点で許可要件を満たしておくためには、個人の廃業が必要となる。 <p>【法人成りに関する許可のイメージ】</p>	
条例等所管部局等の回答 (建設業室)	
<p>【制度内容の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人と法人では人格が異なることから、法人での許可申請が必要となる。 ・また、建設業許可の要件である経營業務管理責任者及び営業所の専任技術者は、常勤であることが求められる。 ・このことから、一方(個人)で常勤性が認められれば、他方(法人)での常勤性は認められない(=建設業許可の要件を満たさない)と判断されるため、現時点では現行の取扱いが適切であると考えられる。 ・なお現行の規定では、建設業者が事業譲渡等を行う際にも、建設業許可に空白期間が生まれ不利益が生じていたこと等から、令和元年6月の建設業法改正(令和2年10月施行)により許可の承継に関する規定が設けられ、空白期間が発生することなく許可を引き継ぐことが可能となると聞いている。制度改正の内容について、明らかになった段階で周知していきたい。 	
審議の結果等	
<p>《推進会議の意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に法改正され、施行の段階で確実に課題が解消されるのであれば、それまでの間は仕方がないという考え方もあるが、一方で、何らかの課題解決の方法があるのであれば、法施行を待たずに対応するという考え方もある。 ・法施行までの間の取扱いについて、県としてどのような対応をするのか、方針を検討すること。 <p>《推進会議の意見を踏まえた所管部局等の対応》</p> <p>規制・手続の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人成りに係る許可申請について、法施行されるまでの間の措置として、事前相談での柔軟な対応により法人の新規申請から許可までの期間を短縮し、事業者の不利益が生じないよう努める。 	

(1) 有料老人ホームの設置に係る事前協議
(許認可事務において要綱等の規定により事前申請等を求めている事項)

意見 1 事前申出と事前協議の 2 段階に分けた取扱いの必要性が分かるように、それぞれの手続の目的と内容を再度整理すること

【所管課の回答】

- ・有料老人ホームの設置に関する事前手続において、県では、厚生労働省が示している「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」(厚生労働省老健局長通知。以下「標準指針」という。)を基に「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針」(以下「指導指針」という。)を策定し、有料老人ホームにおける居住の安定やサービスの質の確保を図っている。
- ・まず事前申出の時点で、当該地域における有料老人ホームの設置自体について、事業者の考え方や施設の規模、立地に対する所在市町の意見等を確認している。
- ・規模等の再検討が求められる場合においては、事前申出の段階で事業者と行政で確認を行うことにより、設計が確定する前に対応可能となり事業者の負担軽減にも資する。
- ・事前協議では、県が指導指針によって求める施設基準への適合性や建設工期、職員配置等、具体的な施設の内容について確認を行っている。

[事前申出]

(目的)

- ・地域の高齢者及び老人福祉施設等の状況等を踏まえ、当初計画の段階で施設の規模等について確認を行う。

(内容)

- ・設置の趣意や設置予定地の取得計画等の確認
- ・所在市町の意見聴取

[事前協議]

(目的)

- ・県が指導指針で求める設備基準に適合しているか等の確認や、適切運営のための事前指導を行う。

(内容)

- ・建築工期や建築に係る資金計画、職員配置や構造設備等の基準適合性の確認
- ・所在市町の同意確認

意見 2 事前申出と事前協議の際に、地元市町へ意見書や同意書を求めていることについて、市町と調整を行う目的を明確にすること

【所管課の回答】

[事前申出時の市町意見]

- ・有料老人ホーム設置の規模等について、高齢者が長年にわたり生活する場の安定性やサービス水準が確保されるか、他の市町から高齢者を呼び込む等により介護保険財政に悪影響を与えることがないか等の観点から、立地市町の考え方を確認している。

介護保険は、市町が保険者となって制度運営を行っている。

[事前協議時の市町同意]

- ・事前申出時に立地市町が示した意見(規模や立地等)を踏まえた設置計画となっているか等、施設設置に対する市町の最終的な同意の確認を行っている。

意見3 事前手続と施設設置後の指導監督権限との関係について、事前手続の必要性が明確になるよう再度整理を行うこと

【所管課の回答】

[事前手続と施設設置後の指導監督権限との関係]

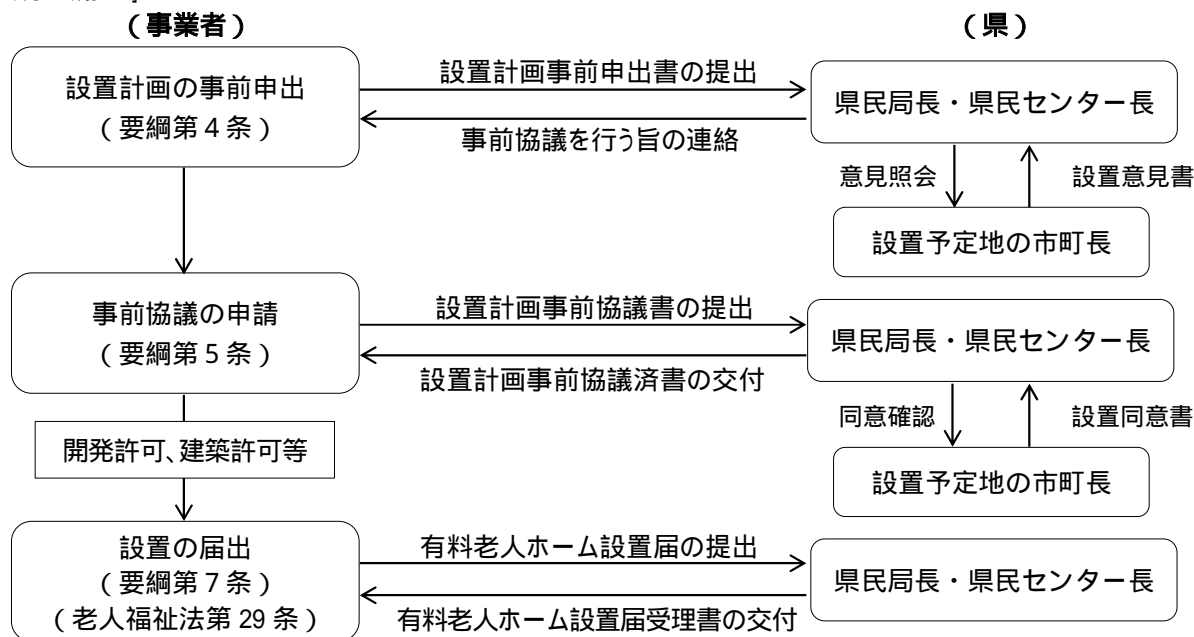
- ・有料老人ホームについての事前手続と同様に、施設設置後の指導監督も、厚生労働省の標準指針に基づく県の指導指針により実施している。
- ・仮に基準に適合していない状況で設置届を受理した場合であっても、設置後に指導を行うこととなる。そのため、運営が始まる前に指導を行う方が、施設側にとっても対応が容易であり、効率的である。

[事前手続での指導の必要性]

- ・要介護状態又はそれに陥る可能性のある高齢者を受け入れる有料老人ホームにおいては、施設の立地や構造、管理・運営体制、資金計画、入居契約書の内容等、多岐にわたる分野において、入居者の居住の安定やサービスの質の確保を図る必要がある、設置前の段階からの適切な指導が不可欠である。
- ・なお、国の標準指針においても、有料老人ホーム設置者は、地元市町村や都道府県と十分な事前協議を行うよう求めている。

まとめ

[手続の流れ]



(ア) 事前申出の重要性

- ・事前申出は、当初計画の段階での指導である。設置の趣意や設置予定地の取得計画等の確認により、その地域では施設の需要が少なく安定運営が見込めない等、計画段階で設置に係る課題を明らかにする。
- ・また、立地市町においては、施設整備の需給均衡を図り、介護保険サービスの質を確保する責務があることから、事業が進む前に立地市町から意見を聴取しておく必要がある。

(イ) 事前協議の重要性

- ・事前協議は、設置計画（建物の設備構造や、資金計画等）が具体化した段階での指導である。利用者保護の観点から、県の指導指針等に基づき、都市計画等の各種計画や、設備基準に適合しているかの確認、適切運営のための事前指導などを実施している。
- ・事前協議を行わず設置届が提出された場合、運営上支障を来す設置計画であっても、事業が具体的に進んでいることを理由に設置者が指導に従わないことが懸念される。そのしわ寄せは利用者及びこととなるため、事前に設置計画等を確認し指導を行うことが重要である。

《計画等の不備により想定される支障事例》

- ・建物の設備基準の不適合に伴うサービスの質の低下
- ・建物の安全面の配慮の欠如に伴う事故の発生
- ・資金計画の不備に伴う経営破綻 等

【参考】指導監督の状況等

[指導監督の状況]

- ・県は老人福祉法第 29 条第 11 項に基づき、有料老人ホームに立ち入って検査を行うことができ、入居者の保護のため必要があると認める等の一定の要件を満たす場合は、同条第 13 項に基づく業務改善命令や、第 14 項に基づく業務制限命令・業務停止命令を行うことができる。
- ・なお、入居者保護の観点から、以下のとおり規制が強化されてきている。

昭和38(1963)年 老人福祉法の制定（有料老人ホーム設置後の届出を義務付け）

平成 2 (1990)年 設置届について事後届出ではなく事前届出を義務化
業務改善命令の創設

設置届がなされない場合の罰則規定の創設

平成17(2005)年 入居人数要件(10人以上)等の撤廃
設置者に対する帳簿作成等の義務付け
入居一時金の保全措置の義務化
立入検査権の創設

平成30(2018)年 業務制限命令・業務停止命令の創設

[有料老人ホームで発生した事件事故等]

- ・入居者の安全・安心を脅かす次のような事件事故等が近年報道されている。

- ・夜間の緊急時に対応可能な体制を整えず、火災や容態急変により入居者が死亡した事例
- ・研修を受けた介護職員ができる医療的ケア（たんの吸引等）を、研修未受講の介護職員に行わせた事例
- ・事業計画どおり入居者が確保できない等により、経営破綻や事業譲渡に至った事例
- ・人間関係や手当に対する不満等で、介護担当職員全員が退職した事例

- ・このほか、家賃を低く抑えて訪問系介護サービスの介護報酬で収益を得るビジネスモデルが広がっている等、様々な報道がなされている。

(3) 令和2年度の議題とする横断的テーマについて

行政手続の電子化に伴う取組

) 電子収納の促進について

県民の利便性向上と職員の事務効率化の観点から、本県では今後本格的に電子申請など行政手続のオンライン化が推進されるが、電子申請の拡大に連動し、申請手数料のキャッシュレス収納の推進も重要となってくる。

特に、近年のキャッシュレス化の流れの中で、一部自治体では既に施設使用料の電子マネー収納、スマホ決済など電子収納を積極的に推進しているが、県民利便性の向上、現金を扱う職員の負担軽減や導入・決済コストなど、電子収納のメリット・デメリットを踏まえ、本県の電子収納の促進のあり方について検討する。

) 申請書類の押印の必要性について

平成30年度の規制改革推進会議の審議結果を踏まえて、「納税証明書交付請求書への申請者の押印」が省略された。

この手続に限らず、申請文書等で押印を求めているものが多数あるが、本当に押印が必要なものはどの程度あるのか。また電子化の取組促進により押印することができない文書が増えることが考えられることから、申請書類への押印のあり方を検討する。

手引き等の「わかりやすさ」の確保について

行政にとっての「わかりやすい表現」が、県民にはわかりにくい場合がある。たとえ内容が正しく記載されていても、読み手に意味が伝わらなければ、結果として行政側に無駄を発生させてしまうことにつながる。

県民に対して、正確な内容をわかりやすく伝えるためにはどのようにすべきか、手引き等を作成する際に留意すべき点等について検討する。